

Title	〔下級審民訴事例研究 二〇〕 保険代理店が遅滞分保険料の支払に対する領収証に領収日を記載しなかったことが、証明妨害にあたり、証明責任が転換されるとした事例
Sub Title	
Author	豊泉, 貫太郎(Toyoizumi, Kantaro) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.10 (1991. 10) ,p.45- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19911028-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究 二〇〕

20 保険代理店が遅滞分保険料の支払に対する領収証に領収日を記載しなかったことが、

証明妨害にあたるとし、証明責任が転換されるとした事例

東京地方裁判所平成二年七月二四日判決（平元（ワ）第四七八九号保険金請求事件）、

判例時報一三六四号五七頁

〔事案〕

(一) X（保険契約者）はX所有の普通乗用車（シボレーカマロ）を被保険自動車として昭和六二年一月九日にY保険会社の代理店であるAとの間で自家用自動車保険を締結した。この保険では

保険料は昭和六二年三月から同年十二月まで毎月二六日限り分割保険料三万九一三〇円を支払うこととなっていた。その後同年八月二二日午後一時二三分頃に被保険自動車事故を起こし、自動車全壊したとして、XはY会社に対し車輛保険金三〇〇万円の支払いを請求した。

(二) Y会社は本保険に適用される保険約款によれば分割保険料を支払うべき期日に支払わず、その後一月を経過してなお支払いのないときは右支払期日後に発生した事故については保険金

を支払わないとなっているところ、Xは昭和六二年五月、六月の分割保険料をそれぞれ五月二六日、六月二六日及び各猶予期間一月経過後である七月二六日までに支払わなかったとして保険金の支払いを拒絶した（抗弁）。

(三) Xは昭和六二年八月二二日午後四時頃（即ち事故当日の数時間前に、Y代理人Aに対し、未払いとなっていた同年五月分から七月分までの保険料一一万七三九〇円と八月分三万九一三〇円の合計一五万六五二〇円を ①九万六五二〇円は現金で ②六万円については小切手の交付により、支払いに代える旨の合意により（代物弁済により）支払ったので、保険金を支払うべきとし、なおAへの小切手等の交付が事故前との立証ができないとしても「Yには保険料の授受について領収証等の日付を明確

にすべき義務があるところ、Y代理人Aは本件分割保険料の支払について領収証に日付を記入せず、その支払日を明確にしなかったのであるから、YがXに対し本件事故前に本件分割保険料の支払がなされなかったことが明らかでないとして、保険金の支払を拒絶することは信義則に反し許されない」と主張した。

【判旨】

一、本件事故、保険契約の内容及び抗弁事実については争いはない。再抗弁事実中Xが小切手等を交付したこと及び領収証に日付のないことはYも認めたが、その余は否認し争った。

二、再抗弁事実について

(一)立証責任について

分割保険料を支払期日後一月を経過した後に保険事故が発生しても保険金を支払わないと約款上なっているが、これは保険契約は存続しながら責任を中止するものでこれを講学上「休止」と呼んでいる。

この休止から元の責任状態に戻る要件としては遅滞となつている保険料全額を支払うことを要し、全額支払後はその後の事故についての責任を負うこととなると解されている。

この保険料支払(又は不払)の証明責任については学説上分かれているが、本判决は分割保険料の履行遅滞は保険者(Y会社)……免責事由として……に、その解消事実の立証は保険契約者に負わせるという立場で判決している。⁽¹⁾

(二)証明妨害について

本判决は証明妨害に関し以下のとおり判示した。

①「被保険者が、一旦保険休止状態が生じた後において、遅滞分割保険料等の支払があったことを理由として、保険金の支払を求めるときには、右支払が保険事故の発生前にされたことを主張・立証することを要するのが原則であることも前示のとおりであるが、この原則は、被保険者が保険者の交付した遅滞分割保険料等についての弁済受領書等によりその日時を容易に立証することができることを考慮に入れてのものである。」

②「保険者又はその代理人は、保険契約者から遅滞分割保険料等を受領したときには、保険契約者に対して、受領金額のほかその日時をも明記した弁済受領書を交付すべき法律上の義務(民法四八六条)があるものというべきである。」

③「保険者又はその代理人が右法律上の義務を懈怠し、遅滞分割保険料等を受領した日時を記載しない弁済受領書を交付した場合には、保険者は、右義務の懈怠がその故意又は過失に基づくものではないといえない限り、遅滞分割保険料等の支払の日時について主張・立証責任を負う被保険者の立証を妨害したこととなるものというべきであり、これにより被保険者が陥る立証上の不利益に基づき保険者が利益を得ることになるのは公平の観念に照らして許されるべきものではない。」

④「したがって、右の場合には、被保険者は、保険金を請求するためには、遅滞保険料等を支払ったのが保険事故の発生より前であることを主張・立証する要はなく、保険者において保

險事故が遅滞分割保険料等の支払前に生じたことを主張・立証することを要することになるものというべきである。」

⑤但し本件にあっては

(1) Yの調査員の面接に対してAは領収日時が不明であると述べたこと

(2) 領収証は六二年一二月頃Xからの執拗且つ頻繁な要求に応じて作成されたもの

(3) X自身Yの調査員に支払日付が不明と述べたこと

(4) 小切手の振出日が六二年八月二三日(翌日)となつていたこと及び先日付とする合理性のないこと

(5) 本件事故の通知が三週間以上遅れていたこと

(6) Xが事故の被害者に保険が切れているので運転をしていた友人に請求してくれといった事実

(7) Xが保険金を支払えなければ、保険料を返してくれと一旦はYにいつていたこと

などから、遅滞保険料は事故後になされたものと推認するのが相当として、Xの請求を棄却した。

〔研究〕

判旨は疑問である。

一、本判決は立証責任を負う者の相手方に証明妨害があったとして、証明責任が転換するとした数少ない判決例といえよう。⁽²⁾

証明妨害とは「立証責任を負わない当事者が故意又は過失により立証責任を負う当事者の立証を失敗又は困難にさせる行

為⁽³⁾」とされ、これにつき一定の効果を導こうとする理論といえる。

二、ところで証明妨害を認める根拠につき、種々立論されているが、一応有力とされるものを挙げると以下のように分類できる。⁽⁴⁾

(イ) 經驗則説

自己に有利な証拠であるなら、これを廃棄、処分等するはずはなく、証拠調べを妨害することは自己が証拠調べの結果を恐れていることに外ならないという經驗則が存在するとして、かかる事実が認められたときは妨害者に不利に、即ち立証責任を負う者の主張を事実と認めることができるという説である。ただこの説が成り立つのは妨害者に故意の存する場合に限定されることとなる。

(ロ) 不法行為説

証明妨害を不法行為と捉え、その法的効果としての原状回復義務により立証責任の転換を忍びなければならぬとする説である。この説によれば前提として文書の保持、保管義務が存在する場合のみに限定されることと、不法行為の効果としてドイツ民法上原状回復義務が存するとして、原状回復とは当該文書を提出可能状態に置くことで足りるのであり、立証責任の転換まで認めることは過大回復となるという問題が存する。

(ハ) 信義則説

この内も区々に分れているが代表的なものを挙げると、

(1) 先行行為に矛盾する行為禁止説

自らの行為で相手方が証明困難に陥っているとき、その証明困難の状況を自己の利益に引き出そうとし、相手方に立証責任のあることを援用することが先行行為との間で信義則違反であるとする説である。この見解に従えば妨害行為に帰責事由が存するか否かは重要な問題ではなく、証拠資料滅失行為という客観的事実が存すれば足りることとなる。

(2) 利益衡量説

前記(1)説が自己に有利に導こうとする後行行為を問題とするに對し、先行行為自体が非難するに当るか否かを判断しようとするものである。即ち妨害者とされる者が自己の所持する証拠資料について有する処分自由、証拠に含まれた秘密性の保護の要請と証拠の利用不能によつて蒙る立証責任者の不利益を比較衡量し、そこに信義則違背の有無を問えるかを判断しようとする説である。

(二) 訴訟協力義務違反説

訴訟法律関係にあつては、当事者双方は誠実且つ細心の訴訟追行により、裁判官をして法発見を容易ならしめる為、適切な裁判に協力する義務が存するとし、その一つとして資料収集についても証明責任を負わない相手方当事者にも一般的協力義務を認め、故意又は過失による証明妨害は、この協力義務違反とするものである。ただこの説によれば元々訴訟法律関係が生じた後か、せいぜい近々訴訟法律関係が生じると十分予見できる

場合に始めて成立する義務といえ、訴提起以前の行為を本来的には問えないということとなる。

(六) 事案解明義務説⁽⁵⁾

いずれの当事者も法的に重要で且つ具体化されている立証責任者の主張の解明に協力する義務を負うということから、訴訟開始が差し迫っていることが明らかなきときは証明責任を負わない当事者が、その解明義務を有責に履行しないときは、裁判所はその主張が証明されたものと見做すことができる考である。しかし果して相手方当事者に事案解明協力義務というのが認められるかという基本的問題が存している。

三、このように証明妨害の根拠につき区々に分れるのは、各論者の有する訴訟観による差異といえよう。しかしこの内訴訟協力義務違反説や事案解明義務説については、訴訟手続において当事者の主體的関与を内容とする弁論主義を採用している我国の民事訴訟法のもとにおいて直ちに採ることは困難といえよう⁽⁶⁾。

又不法行為説もドイツ民法のように原状回復義務を内容とする場合であっても過大回復との批判が加えられているが、我国の民法は原状回復ではなく金銭賠償を原則(民七三二、四一七条)としていることより更に成立しえないものといえよう。更に経験則説について云えば、少なくとも故意(その証拠資料を滅失させることを認識し、認容する)だけで果して経験則が働くといえるか自体疑問である。自己に有利であっても不利であっても(実は有利、不利もその後の訴の内容に応じて決まるものであり、滅失行為当

時定まっているものといえないと考えるが、単に滅失することの認容があったとして、それだけで直ちに「自己に有利な証拠なら滅失させるはずはない」といえるものではない。例えば転居、転職、婚姻、身辺整理に際し、自己に有利、不利を問わず、正に故意に資料を破棄、焼却することは多分に存するのであり、故意のみで経験則が成り立つとするのは速断といえる。もし経験則が成り立つとするのであれば正に相手方の立証を妨害しようとの意図、目的の場合に限定されるものと考えるが、相手方の意図の立証ということとなれば事実上不可能ともいえ、証明妨害の立論自体を無力化、極小化してしまふこととなる。元元証明妨害の理論が生まれたのは経験則説が前提とした相手方の立証に有利な証拠を他方が所持していながら、これを滅失、廃棄することで相手方が証明困難、不可能な状態となったときに、単に機械的に立証責任分配に従って処理することに対する素朴な疑問、不公平感が土台となったものといえよう。とすれば具体的事案において、原則的、機械的な立証責任分配法理に対する個別的修正原理として、相手方の行為の態様に応じた法的効果を導き出すということであり、正に相手方の行為の信義則違背、権利濫用の問題として問うべきが本来の姿といえ、その意味からいえば、根拠を信義則の問題として把える我國の多数説は正当なものといえよう。⁽⁷⁾

四、証明妨害の効果

証明妨害行為のあったときの法的効果についても説が分れる。

これを大別すれば以下のとおりである。⁽⁸⁾

(イ) 立証責任転換説

立証妨害の一事をもって、その主張事実の立証責任が転換されるとする説である。前述の証明妨害の要件を如何に定めるかという点とも関連するが、少なくとも過失による場合や更に無過失による証明妨害を含め立証責任を一律に転換するというのは余りに硬直した説といえる。特に現行民事訴訟法上の証明妨害の具体例ともいえる各条文(民訴三一六、三三九、三三八条等)にあっても「真実ヲ認ムルコトヲ得」とし、あくまで真実と認めることも出来る規定しているにも拘らず、これら個々の条文に該当しない証明妨害につき裁判所に事実の強制認定を命ずることとなることは均衡を失したものであり不当である。とともに証拠の滅失は多分に偶然的なものといえ、自己保持の証拠を故意又は過失で破棄、紛失することや、第三者が保持する証拠を紛失すること、立証責任の相手方が証拠物を紛失することとの間に基本的差異があるとは考えられない。しかるにその内自己滅失や第三者滅失につき全く触れることなく、相手方の滅失の場合のみ立証責任が転換するという余りに強力な効果を与えることは問題といえよう。

(ロ) 自由心証説

証明妨害の事実を一つの判断資料として、他の証拠調べの結果と総合的に評価し、他の証拠のみによっては立証できたと客観的に評し得ないときも、証明妨害の事実がこれを補完する形

で立証しえたと認定することも可能とする説である。元々裁判所に対する強制認定を不当とする私見からは正当な考えと評しうる。

(ハ) 折衷説

一般には証明妨害の事実を自由心証説と同様に一判断資料として心証形成に影響を与えるとしながら、但し立証責任の相手方当事者が証明不能を目的として証明妨害をしたときは立証責任が転換するとする説である。しかし条文規定より当初定まっていた立証責任が訴訟の進行中に他へ転換されるということは当事者にとり大問題といえ、裁判所から予めこの点に関する開示の制度的保障のない現行民事訴訟法において著しく不安定、不意打的处理といえ疑問が存する。更に予めの開示が認められたとしても、その前提として証明妨害者とされた者の意図、目的の存否に関する立証、反証活動に精力を傾けることとなり、しかも転換された後は新たに立証責任を負った当事者からの反対立証活動(即ち裁判官が合理的疑いを抱かない程度の立証)を保障しなければならず結果的には迂遠な手続、取調べを要することとなる。

五、折衷説は相手方の証明妨害の悪質性、違法性が高い場合には、それに応じた不利益を受けるべきだとする理は根拠を信義則に求め、具体的状況に対応した具体的効果を導こうとする点で基本的には正当な立論といえよう。しかしこの説は立証責任が転換されたとして(その為の事前心証開示制度の確立を別として

も、他方からの、その時点以降相手方に通常程度の立証活動を保障しなければならない点に問題がある。それよりも証明妨害の態様、意図、滅失物の種類、証拠の重要性、証明度等を総合的に判断し、裁判所において、それに応じて立証程度の軽減(極めて悪質であれば軽減程度を大幅に認める形)を図るという方法が最も妥当な解決方法と考え、自由心証説が正当と考える。⁽⁹⁾

六、本件について

本件において、被告会社の代理者が保険契約者に月日を空欄のままの領収証を交付したことにつき、義務不完全履行(民四八六条)があるとし、それが代理店の故意又は過失に基づくものであるとして一旦立証責任を転換しておいた上で、しかし保険会社からの立証によって保険会社代理店の金銭及び小切手の受領日が事故発生後であると認定し、請求を棄却しているのである。元々判旨二⑤(1)乃至(7)の事実が存するとすれば不完全領収証であっても他の事実を併せ総合的に判断すれば事故発生前の領収という事実の立証は出来ていないとして排斥することも十分可能だったのであり、あえて一旦立証責任の転換を組み立てた上で反証が出来たとして請求を棄却する必要も合理性も存しなかったものといえる。とともに原告主張事実は他の点からも元々成り立ちにくい理論構成、主張といえた。

即ち一定の金額を支払うのに現金と小切手に分けて支払うこと自体不自然であり、しかも永く放置していたものを突然夕方、あたかも手持資金をかき集めて持参した形での支払いも異常で

あり、しかもその内の小切手については「支払の為」ではなく「支払に代えて」（代物弁済として）交付したという主張自体元々無理な主張といえた。その意味からいってもあえて立証責任を転換させる事案ではないと考えられ、判旨は疑問といえる。

- (1) 保険料支払の有無の立証責任については責任開始条項説と損害不填補条項説の対立があるが、本件は損害不填補条項説に立つて分割保険料の履行遅滞について保険者に主張、立証責任があるという立場に立っている。詳細は石田真「保険料未収の証明責任」裁判実務体系 8-190以下参照。
- (2) 証明妨害の事案としては、わずかに東京簡判 昭三三・九・二二、判時一七一・二五、大阪高判昭五五・一・三〇、判タ四〇九一九八ぐらいが報告されている。
- (3) 菊井「村松II三九〇」。
- (4) 以下の分類につき、本間義信「証明妨害」民商六五二二―二二、同「証明妨害」演習民訴五〇一、ペーター・アーレンス（松本訳）「民事訴訟法の体系における証明妨害について」民商八七二―一―等参照。
- (5) 事案解明義務説については、ロルフ・シュトルナー（森訳）「民事訴訟における事案解明にあたっての当事者の義務」民訴雑誌三二―一〇一―以下参照。
- (6) 同旨 小林秀之 証拠法一二〇以下、吉野正三郎 集中民訴二〇〇等。
- (7) 本間「証明妨害」演習民訴五〇四、小林 証拠法一二〇、渡辺武文「証拠に関する当事者行為の規律」講座民訴五―一六七、新堂民訴三七一等。

- (8) 本間「証明妨害」演習民訴五〇五によった。
- (9) 同旨 中野他 民訴講義三一四（青山）、新堂 民訴三七二、菊井「村松II三九一」、本間「証明妨害」演習民訴五〇六、大阪高判（平成三年六月二〇日）

豊泉貫太郎